

宮城県管打楽器ソロコンテスト 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回宮城県管打楽器ソロコンテスト」と称する。

(実 施)

第2条 宮城県管打楽器ソロコンテスト（以下、ソロコンテスト）は、加盟団体の所属メンバーが参加して、毎年実施する。

(各地区大会)

第3条 各地区大会は行わず、ソロコンテスト予選を経て、本選を開催する。

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会（以下、役員会）で決める。

2 役員会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 開催部門および参加人員

(開催部門)

第5条 開催部門は次の通りとし、参加者は所属する部門に出場する。

- (1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高校生の部
(4) 大学生・職場・一般の部

第3章 資 格

(演奏者)

第6条 各部門の参加資格は、宮城県吹奏楽連盟に登録している加盟団体の構成員とする。ただし、1団体からの出場数は2名までとする。

(伴奏者)

第7条 伴奏者については資格を問わない。ただし、演奏者の所属長の許可を得なければならない。

第4章 演奏・表彰

(演奏楽器)

第8条 演奏は、フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、サクソフォン、トランペット、ホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ、コントラバス、打楽器とする。

(伴奏楽器)

第9条 伴奏はピアノを原則とし、無伴奏、ギター等も認める。ピアノ以外の楽器は参加者が用意する。

2 予選は無伴奏とする。

第5章 演奏曲および演奏時間

(演奏曲)

第10条 演奏者は、任意の独奏曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。

2 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで出場することは認めない。

(演奏時間)

第11条 予選での演奏時間は演奏開始から2分間とする。

2 本選での演奏時間は4分以内とし、これを超過した場合は、審査対象としない。

(演奏順)

第12条 部門および出演順序は、主催者が決定する。

第5章 表彰および本選出場者

(審査員)

- 第13条 審査員は、会長が委嘱する。
- 2 予選の審査員は3名とする。
 - 3 本選の審査員は5名とする。
 - 4 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

- 第14条 予選では出演者全員に優秀賞を授与する。
- 2 本選では、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
 - 3 全出演者から、宮城県吹奏楽連盟会長賞(1名)、河北新報社賞(1名)、バッハホール賞(1名)、ヤマハ賞(1名)を贈る。また、各部門1名に部門賞を贈る。
 - 4 金賞受賞者にはメダルを贈る。

(本選出場者数)

- 第15条 本選出場者80名は、「小学生」「中学生」「高校生」「大学生・職場・一般」の各部門の予選演奏者数の割合に応じて算出する。

第6章 その他

(参加費用)

- 第16条 参加に要する費用については、参加団体もしくは出演者の負担とする。

(共催・後援・協賛)

- 第17条 県大会の実施にあたって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる
- 2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

- 第18条 大会実行委員は開催地の地区吹連役員の協力をあおぎ、県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

- 第19条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

- 第20条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

附 則

この規定は、令和6年4月13日より実施する。

宮城県管打楽器ソロコンテスト予選 審査内規

第1条 この内規は、宮城県管打楽器ソロコンテスト実施規定第13条に基づき、審査方法と本選出場者の決定方法について定めるものである。

(本選出場者の選出方法)

第2条 審査員は、10段階で評価する。

第3条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第4条 本選出場者選出方法は、以下の通りとする。

① 評価を点数に換算し、評価合計点の高い演奏者を本選出場者とする。

② ①で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第5条 第4条の結果は、会長が承認・決定する。

第6条 審査票と審査一覧表は、公開しない。

第7条 この内規は、総会の議決により改定することができる。

附則

この規定は、令和6年4月13日より実施する。

宮城県管打楽器ソロコンテスト本選 審査内規

第1条 この内規は、宮城県管打楽器ソロコンテスト実施規定第18条に基づき、審査方法と賞の決定、特別賞の決定方法について定めるものである。

第2条 審査員は、50段階で評価する。

(金銀銅賞の決定方法)

第3条 金銀銅賞の決定方法は、以下の通りとする。

2 評価を点数に換算し、評価合計点に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合は、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。ただし、第4条で定める方法で、金賞でないものが特別賞に選出された場合は金賞とする。

(特別賞の決定方法)

第4条 各特別賞の決定方法は、以下の通りとする。

2 評価を点数に換算し、評価合計点が高い順に各部門の順位を決定する。中学生と高校生の部は上位順5位まで、小学生と大学生・職場・一般の部は上位順3位までを決定し、特別賞の対象とする。ただし、同点がある場合は審査員の投票によって決定する。

3 2の各部門の最高位を比較し、審査員の投票で最高賞を決定する。

4 次の賞は、3の最高賞受賞者を除いた各部門の最高位を比較し、審査員の投票で決定する。

5 以下、同じ要領で特別賞を上位から決定していく。

第6条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第7条 第4条、第5条に基づいて、会長が金銀銅賞と特別賞を承認・決定する。

第8条 審査一覧表は、出演団体に渡す。

第9条 この内規は、総会の議決により改定することができる。

附則

この規定は、令和6年4月13日より実施する。